

500-8113

令和4年6月29日

岐阜市金園町一丁目16番地

NCリンクビル3F

岐阜県行政書士会

会員 各位

垂井町農業委員会

### 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について

梅雨の候、貴会 会員の皆様には農地法等の手續に格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当農業委員会は農地法第3条の規定による別段の面積の設定を行いました。昨今の、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加傾向にある中で、農業者の確保及び遊休農地の解消・発生防止を促し、農地の保全及び有効利用を図るために定めた次第です。

つきましては、下記のとおり運用を開始しますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 別段面積
  - (1) 農地法施行規則第17条第1項による区域  
垂井町内全域 30 アール
  - (2) 農地法施行規則第17条第2項による区域（筆指定）  
農業委員会が指定した農地 0.1 アール  
（詳細は別添のチラシ・別段面積取扱基準を参照のこと）
- 2 運用開始 令和4年7月1日
- 3 その他 申請様式等は垂井町ホームページからダウンロード出来ます。  
<http://www.town.tarui.lg.jp/docs/2022053100047/>  
詳細は事務局へお問い合わせください。

垂井町農業委員会事務局（産業課内）			
事務局長	小竹	担当	馬淵、高木
電話番号	0584-22-7516		
E-Mail	nougyouinkai@town.tarui.lg.jp		

## 町内の農地が取得しやすくなりました

7月1日から、農地の適正利用や、遊休化・荒廃化の防止のため、農地法第3条の別段の面積（農地取得の下限面積）を町内一律30アール（3,000㎡=3反）に引き下げます。また、申請により農業委員会が指定した農地については、0.1アール（10㎡）から取得することができます。

### 設定する区域と下限面積

区 域	下 限 面 積
町内全域	30アール (3,000㎡=3反) ※50アールから引き下げ
次の要件全てに該当し、農業委員会が指定した農地 ↑ (1) 譲受人(町内に住所を有する者)が決まっている農地 (2) 遊休農地または遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地	0.1アール (10㎡)

(注) 投機目的の農地取得を防ぐため、譲受人は、権利を取得した日から起算して3年以上その農地を耕作し、適正に農地の維持管理をすることが必要になります。

### 農地指定を適用する場合の事例



近所の人が高齢で耕作ができないので、代わりに耕作したいけど、30アール以上の農家じゃないから購入できないなあ・・・。



空き家と附属の農地を購入して農業を始めたいけど、農家じゃないから購入できないなあ・・・。



このような場合は、農業委員会の指定を受ければ農地を取得することができます。

どのような場合に適用されるか、申請方法を知りたいなど、ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

問合せ 垂井町農業委員会（産業課内）0584-22-7516

## 垂井町の農地の別段面積取扱基準

垂井町農業委員会

### (趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第32条第1項各号に掲げる農地をいう。）が増加傾向にある中で、農業者の確保及び遊休農地の解消・発生防止を促し、農地の保全及び有効利用を図るため、法第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 法第3条第2項第5号の規定により垂井町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 総会 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条及び農業委員会総会会議規則（昭和32年農委規則第1号）に規定する総会をいう。
- (4) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

### (別段面積)

第3条 別段面積は、次に掲げる表のとおりとする。

#### 1 農地法施行規則第17条第1項による区域

区 域	下限面積
町 内 全 域	30 アール (3,000 m <sup>2</sup> )

#### 2 農地法施行規則第17条第2項による区域（筆指定）

区 域	下限面積
次の要件全てに該当し、農業委員会が指定した農地 (1) 譲受人が決まっている農地 (2) 遊休農地または遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地	0.1 アール (10 m <sup>2</sup> )

### (適用条件)

第4条 前条第2項に掲げる別段面積の適用（以下「農地指定」という。）を受けるときは、次の各号に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- (1) 申請者は、農業委員会へ別段面積適用申請書（別記様式第1号）を提出し、指定を受けること。
- (2) 譲受人は、垂井町内に住所を有する者であること。

- (3) 対象農地は、1筆ごとを単位とし、農作物等の栽培が行われる見込みがあるもので、譲受人は農地利用計画書（別記様式第2号）を申請書に添付すること。
- (4) 投機目的の農地取得を防ぐため、譲受人は、権利を取得した日から起算して3年以上その農地を耕作し、適正に農地の維持管理をすること。

(指定の解除)

第5条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、農地指定を解除するものとする。

- (1) 申請者から農地指定の取消しの申出があったとき。
- (2) 法第3条の許可前に所有権等の権利に移動があったとき。
- (3) 農地指定後、対象農地について法第3条の許可が認められたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

(指定及び指定解除の方法)

第6条 農業委員会は、農地指定をするとき、またはその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。ただし、前条第3号に該当した場合は、この限りでない。

(告示)

第7条 農業委員会は、農地指定したとき、またはその指定を解除したときには、速やかに告示するものとする。

(調査及び指導)

第8条 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

- 2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

(様式第1号)

別段面積適用申請書  
(農地法施行規則第17条第2項)

令和 年 月 日

垂井町農業委員会 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(所有者)  
氏名 \_\_\_\_\_

下記の農地について、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の適用を受けたいので申請します。

1 申請者の氏名等

(登記の住所氏名が現在と異なる場合は、つながりのわかる書類(戸籍謄本等)を添付)

区分	氏名	年齢	職業	連絡先(電話番号)
所有者				
譲受人				

2 適用を受けたい土地の所在等

(土地の登記事項証明書、公図を添付)

申請地の所在			地目		面積 (㎡)	備考
大字	小字	地番	登記簿	現況		

3 申請理由

所有者	
譲受人	

誓約書

私は、上記物件について農地法第3条の規定による許可申請をするにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

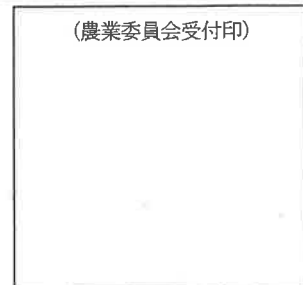
- (1) 許可後は3年以上適正な管理及び耕作を行います。
- (2) 耕作放棄、無断転用はいたしません。
- (3) 農作物以外の物を植えたり設置したりしません。
- (4) 地域住民との協調及び連携を図り、周辺農地等の利用に影響を与えません。
- (5) 農地法その他法規に反する行為により農業委員会から注意を受けた場合は、その指示に従います。
- (6) 自ら農地の維持管理が不可能となった場合、草刈り作業料金等費用負担の求めに応じます。

譲受人 住所 \_\_\_\_\_  
(※自署) 氏名 \_\_\_\_\_

農業委員会記入欄

現地確認日	令和 年 月 日
別段面積の適用	適用する ・ 適用しない
告示日	令和 年 月 日

(農業委員会受付印)



(様式第2号)

農地利用計画書  
(様式第1号に添付)

令和 年 月 日

譲受人

住所	(電話番号)				
氏名	(生年月日)	年	月	日生	農業経験年数
					年

経営面積 (m<sup>2</sup>)

区分	田	畑	樹園地	( )	計
取得前					
取得後					

耕作従事者

氏名	年齢	職業	作業従事 予定日数	農業経験 年数
			日	年
			日	年
			日	年

作付予定作物

作物名	面積 (m <sup>2</sup> )	作物名	面積 (m <sup>2</sup> )

農機具等保有状況 (台)

種類	草刈り機	耕運機	( )	( )	( )
取得済み					
導入予定					

(様式第1号)

別段面積適用申請書  
(農地法施行規則第17条第2項)

令和4年〇月〇日

垂井町農業委員長 様

申請者 (所有者) 住所 〇〇県 △△郡 □□町 ××123  
氏名 垂井 太郎

下記の農地について、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の適用を受けたいので申請します。

1 申請者の氏名等

(登記の住所氏名が現在と異なる場合は、つながりのわかる書類(戸籍謄本等)を添付)

区分	氏名	年齢	職業	連絡先(電話番号)
所有者	垂井 太郎	80	無職	090-XXXX-XXXX
譲受人	〇〇 〇〇	63	無職	080-XXXX-XXXX

2 適用を受けたい土地の所在等

(土地の登記事項証明書、公図を添付)

申請地の所在			地目		面積 (㎡)	備考
大字	小字	地番	登記簿	現況		
〇〇	△△	1234-5	畑	畑	100	

3 申請理由

所有者	・ 町外に住んでおり管理ができないため売却したい ・ 高齢により耕作できないため譲渡したい 等
譲受人	・ 空き家と附属の農地を買い受け、畑として利用したい ・ 退職を機にまずは、家庭菜園から農業を始めたい 等

誓約書

私は、上記物件について農地法第3条の規定による許可申請をするにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

- 許可後は3年以上適正な管理及び耕作を行います。
- 耕作放棄、無断転用はいたしません。
- 農作物以外のものを植えたり設置したりしません。
- 地域住民との協調及び連携を図り、周辺農地等の利用に影響を与えません。
- 農地法、その他法規に反する行為により農業委員会より注意を受けた場合はその指示に従います。
- 自ら農地の維持管理が不可能となった場合、草刈り作業料金等費用負担の求めに応じます。

譲受人 住所 垂井町〇〇-△  
(※自署) 氏名 〇〇 〇〇

農業委員会記入欄

現地確認日	年 月 日
別段面積の適用	適用する ・ 適用しない
告示日	年 月 日

(農業委員会受付印)

(農業委員会受付印)

(様式第2号)

農地利用計画書  
(様式第1号に添付)

令和4年〇月〇日

譲受人

住所	垂井町〇〇-△ (電話番号)		
氏名	〇〇 〇〇	昭和34年 〇月 〇日生	農業経験 年 数
	(生年月日)		〇年

経営面積

(㎡)

区分	田	畑	樹園地	( )	計
取得前	0	0	0		0
取得後	0	100	0		100

耕作従事者

氏名	年齢	職業	作業従事 予定日数	農業経験 年 数
〇〇 〇〇	63		150日	0年
			日	年
			日	年

作付予定作物

作物名	面積 (㎡)	作物名	面積 (㎡)
ナス科 (ナス、トマト)	20	ヒルガオ科 (サツマイモ)	20
ウリ科 (きゅうり)	20		
マメ科 (枝豆)	20		

農機具等保有状況

(台)

種類	草刈り機	耕運機	( )	( )	( )
取得済み	1				
導入予定		1			